

## 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学定款

### 目次

第一章 総則（第一条―第七条）
第二章 役員等
第一節 役員（第八条―第十二条）
第二節 理事会（第十三条―第十六条）
第三章 審議機関
第一節 経営審議会（第十七条―第二十条）
第二節 教育研究審議会（第二十一条―第二十四条）
第四章 業務の範囲及びその執行（第二十五条・第二十六条）
第五章 資本金等（第二十七条・第二十八条）
第六章 雑則（第二十九条）
附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この公立大学法人（以下「法人」という。）は、短期大学を設置し、及び管理することにより、芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### （名称）

第二条 法人の名称は、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学とする。

#### （大学の設置）

第三条 法人は、第一条の目的を達成するため、大分県立芸術文化短期大学（以下「大学」という。）を大分市に設置する。

#### （設立団体）

第四条 法人の設立団体は、大分県とする。

#### （事務所の所在地）

第五条 法人の事務所は、大分市に置く。

#### （法人の種類別）

第六条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### （公告の方法）

第七条 法人の公告は、大分県公報に掲載して行う。

### 第二章 役員等

#### 第一節 役員

#### （定数）

第八条 法人に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

- 第九条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、別に定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、法人の業務を監査する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大分県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

- 第十条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。
  - 2 理事長は、大学の学長となるものとする。
  - 3 第一項の申出は、理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき行う。
  - 4 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
    - 一 第十七条第一項に規定する経営審議会において同条第二項第二号及び第三号に掲げる者の中から選出された者三人
    - 二 第二十一条第一項に規定する教育研究審議会において同条第二項第三号及び第四号に掲げる者（理事を兼ねる者を除く。）の中から選出された者三人
  - 5 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
  - 6 議長は、選考会議を主宰する。
  - 7 前三項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。
- (理事及び監事の任命)
- 第十一条 理事は、理事長が任命する。
  - 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、大学教育に関し広くかつ高い識見を有する者で、現に法人の役員又は職員でないもの（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。
  - 3 監事は、知事が任命する。
- (任期)
- 第十二条 理事長の任期は、一年以上六年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、規程で定める。
  - 2 理事の任期は、六年を超えない範囲内において理事長が定める。
  - 3 監事の任期は、二年とする。
  - 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際学外者であったときの前条第二項の適用については、その再任の際、学外者とみなす。

第二節 理事会

(設置及び構成)

第十三条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第十四条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、理事二人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第十五条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会において意見を述べることができる。

第十六条 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならぬ。

一 中期目標についての意見(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。))第七十八条第三項の規定により知事に述べる意見をいう。以下同じ。)及び年度計画(法第二十七条第一項の規定により作成する年度計画をいう。以下同じ。)に関する事項

二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 大学、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

六 教員及び事務職員の人事及び評価に関する事項

七 その他理事会が定める重要事項

### 第三章 審議機関

#### 第一節 経営審議会

(設置及び構成)

第十七条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

一 理事長

二 理事

三 理事長が任命する学外者四人以上

(招集)

第十八条 経営審議会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、委員の二分の一以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第十九条 経営審議会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 経営審議会の議事は、出席した委員（理事長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第二十条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- 三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 五 大学、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 六 教員及び事務職員の人事及び評価に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 七 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 八 その他法人の経営に関する重要事項
- 2 経営審議会は、前項第五号及び第七号に掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち教員の人事及び評価に関する事項については審議するときは、あらかじめ、次条第一項に規定する教育研究審議会の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。

第二節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第二十一条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 学長
- 二 法人の事務局長
- 三 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- 四 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する法人の職員
- 五 教育研究審議会の意見を聴いて学長が指名する学外者

（招集）

第二十二条 教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、委員の二分の一以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

（議事）

第二十三条 教育研究審議会の議長は、学長をもって充てる。

2 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 教育研究審議会の議事は、出席した委員（学長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第二十四条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 四 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 五 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 六 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 七 教員の人事及び評価に関する事項（第二十条第一項第六号に係るものを除く。）
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 第二十条第二項に規定する経営審議会への意見
- 十 その他大学の教育研究に関する重要事項

#### 第四章 業務の範囲及びその執行

##### （業務の範囲）

- 第二十五条 法人は、次に掲げる業務を行う。
- 一 大学を設置し、これを運営すること。
  - 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
  - 三 芸術・文化の教育研究の成果を広く普及し、及びその活用を促進すること。
  - 四 学生以外の者に対し、芸術・文化に関する学習の機会を提供すること。
  - 五 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
  - 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

##### （業務方法書）

第二十六条 法人の業務の執行に關し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第五章 資本金等

##### （資本金）

第二十七条 法人の資本金は、別表第一及び別表第二に掲げる資産をもって大分県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として大分県が評価した価額の合計額とする。

##### （解散に伴う残余財産の帰属）

第二十八条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを大分県に帰属させる。

#### 第六章 雑則

##### （委任）

第二十九条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に關し必要な事項は、

理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人成立後最初の理事長は、第十条第一項の規定にかかわらず、法人の申出に基づかず、知事が任命するものとする。
- 3 法人成立後最初の理事長の任期は、第十二条第一項の規定にかかわらず、三年とする。
- 4 大学設置後最初の教育研究審議会は、第二十一条第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる委員で構成するものとする。

別表第一(第二十七条関係)

資産の種類別	所在地		地目	地積(平方メートル)
	土地	宅地		
土地	大分市上野丘東八三番一	学校敷地	五〇、六二七	
土地	大分市元町四五三八番一	学校敷地	一〇、三二八	
土地	大分市上野丘東一三九番	宅地	一、三三〇・六五	
合計				六二、二八五・六五

別表第二(第二十七条関係)

資産の種類別	施設名称	所在地	構造	延床面積(平方メートル)
建物	管理棟	大分市上野丘東八三番地一	鉄筋コンクリート造陸屋 根地下一階付二階建	一、二五三・三〇
建物	芸術棟	大分市上野丘東八三番地一	鉄筋コンクリート造陸屋 根三階建	一、四四二・七六
建物	音楽棟	大分市上野丘東八三番地一	鉄筋コンクリート造陸屋 根・コンクリート板ぶき 三階建	二、〇二九・六五
建物	美術棟	大分市上野丘東八三番地一	鉄筋コンクリート造陸屋 根二階建	一、二七九・七五
建物	デザイン棟	大分市上野丘東八三番地一	鉄筋コンクリート造陸屋 根三階建	二、一七四・一六
建物	特殊教育棟	大分市上野丘東八三番地一	鉄骨造コンクリート板ぶき 平家建	八一〇・〇〇
建物	人文棟	大分市上野丘東八三番地一	鉄筋コンクリート造ステ ンレス鋼板ぶき・陸屋根 地下一階付五階建	七、九八三・八二

合 計	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物			
	庫	車庫	ポンプ室	械室	電気室棟	倉庫B	倉庫A	ウスB	クラブハ	ウスA	クラブハ	棟焼成室	特殊教育	学生会館	体育館	図書館		
	八三番地一	大分市上野丘東	八三番地一	大分市上野丘東	八三番地一	大分市上野丘東	八三番地一	大分市上野丘東	八三番地一	大分市上野丘東	八三番地一	大分市上野丘東	八三番地一	大分市上野丘東	八三番地一、元町四五三八番地	大分市上野丘東	八三番地一	
	陸屋根平家建	コンクリートブロック造	板ぶき平家建	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼	陸屋根平家建	コンクリートブロック造	トぶき平家建	鉄筋コンクリート造スレ	根平家建	鉄筋コンクリート造陸屋	板ぶき平家建	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼	板ぶき平家建	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼	板ぶき平家建	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼	板ぶき平家建	
	二〇、〇七九・六七	一・〇四	一八・〇〇	五・八二	二八・八〇	五二・〇〇	三三・三五	六二・四三	一一一・二二	一八七・九五	八六・〇六	四五五・五四	一、〇一二・〇〇	一、〇五二・〇二				